

秋の火災予防運動

気くばり目くばり火の用心

11月9日(土)～15日(金)

- ▽着衣着火に注意しよう
- ▽火気使用設備の適正な使用・維持管理をしよう
- ▽消火器の適正な維持管理をしよう
- ▽地域の防災行動力向上
- ▽防火防災意識を高めよう
- ▽高齢者や身体の不自由な方を火災から守るために地域の協力を確立しよう
- ▽地域の防災訓練に積極的に参加しよう
- ▽立川防災センターなどの防災教育施設を活用しよう
- 防火のついで
- とき 11月11日(月) 午後1時30分～3時30分
- ところ ルネコ
- 内容 だいら中ホール費用 無料
- 内容 1部(午後1時30分～2時) 表彰式
- 2部(午後2時30分～3時) 講演会
- 出演 三遊亭



教育委員会委員に

吉田昌子氏



吉田昌子氏

市議会9月定例会において海上玲子氏の任期満了に伴う教育委員会委員の任命に同意する議決があり、11月1日付で吉田昌子氏が市長から任命されました。

海上玲子氏が10月31日まで任期満了により退任されました。海上氏は、昭和61年11月1日から4期16年にわたる教育委員会委員として、平成5年10月1日から平成14年9月30日まで委員長を務められ、その重責を果たされました。

乗る物として利用されていますが、信号無視、歩道通行時における歩行者の通行妨害、夜間の無灯火走行など交通違反やマナーの低下に起因する交通事故や迷惑行為が多発しています。今年(8月)末現在、市内で発生した交通人身事故の約23%が自転車の関係する事故です。

自転車にもマナーを

自転車に乗ればあなたもドライバー

自転車は、手軽で便利な乗り物として利用されていますが、信号無視、歩道通行時における歩行者の通行妨害、夜間の無灯火走行など交通違反やマナーの低下に起因する交通事故や迷惑行為が多発しています。今年(8月)末現在、市内で発生した交通人身事故の約23%が自転車の関係する事故です。

国民年金 保険料の集合徴収 年金相談所の開設

国民年金の第1号被保険者(自営業などの方)とその配偶者(おまひ学生)は、保険料を毎月納めることになっています。

平成12年10月から平成14年3月までの間に保険料の未納がある方が対象です。なお、当日は、年金の受給権などに関係する相談も受けられますので、気軽にご利用ください。

国民年金の第1号被保険者(自営業などの方)とその配偶者(おまひ学生)は、保険料を毎月納めることになっています。

平成12年10月から平成14年3月までの間に保険料の未納がある方が対象です。なお、当日は、年金の受給権などに関係する相談も受けられますので、気軽にご利用ください。

周囲に迷惑をかけることのないよう基本的なルールをも一度確認しましょう。

●自転車は、法令で定める信号無視、一時停止などとは交通違反として取締りを受けることがあります。

●歩道は、歩行者が優先道路標識で、自転車が通行することができ、歩道と通行するときは徐行し、歩行者の通行を妨げるような場合は、一時停止しなければなりません。

●無灯火走行は事故の原因となり、周囲の人から発見されるのが遅れて思わぬ事故の原因となります。

●小平警察署、小平市役所、市民課(042-341-6020)

委託窓口店の 一店が閉店

中島町の酒のこ(おき)が10月末日で閉店しました。住民票の写しの請求は動く市役所、証明書自動交付機をご利用ください。

問合せ 市民課(042-341-6020)

11月9日は 官公署祭り

小平消防署での平成13年中の火災や救急などの出動件数は6千9百77件で、1日あたり約19.1件でした。

市内から119番通報すると立川市の災害救助センター1つにつながり、そこから最寄りの消防署に指令されます。消防隊や救急隊が迅速に到着するためには、正しく通報することが必要です。

電話のそばに「住所、名前、目標、電話番号」を記入したメモなどを準備しておきましょう。

また、外出先などで携帯電話から通報する場合は、付近の目標となる建物や住居表示板などに表示されている住所を確認してください。

町会、自治会、事務所などで行われる防災訓練時に通報訓練を行い、正しい通報を身につけましょう。

問合せ 小平消防署予防課指導調査係(042-341-0119)

家屋調査に協力

平成14年1月2日以降に新築・増築された家屋について、資産税課の職員が調査に伺います。

この調査は、平成15年度から新たに固定資産税・都市計画税を課税するにあたり、評価額を算出するため、家屋に使用されている資材や仕上げなどを部屋ごとに調査するものです。

調査の対象となる家屋の所有者は、個別に連絡しますのでご協力をお願いします。

※家屋を取り壊した場合はご連絡ください。

問合せ 資産税課(042-341-9525)

東京障害者職業能力開発校 技能文化祭

とき 11月9日(土) 午前10時～午後3時

ところ 東京障害者職業能力開発校

内容 生徒作品の展示・実演、木工などの即売のほか、入校相談も行います。

※入校相談も行います。

問合せ 東京障害者職業能力開発校(042-341-1411)

自衛隊生徒募集

応募資格 15歳以上17歳未満の男子で中学校卒業(見込み含む)の方

待遇 採用と同時に特別待遇

職国家公務員となり、給与(初任給約15万6千円)が支給され、教育終了時には、高等学校の卒業資格を取得できます。

試験 一次試験：平成15年11月11日(土)

申込み 1月7日(火)まで(必着)に、問合せ先へ

問合せ 自衛隊東京地方連絡部区分募集案内所(042-324-1010)

年末調整等説明会

東村山税務署では、市と共催で、法人および個人事業者の事務担当者の方を対象に、平成14年分給付所得の年末調整、源泉徴収票(給与支払報告書)および法定調書などの作成について、説明会を開催します。

とき 11月18日(月) 午後1時30分～4時

ところ ルネコだいら中ホール

※駐車場はありません。

問合せ 東村山税務署(042-394-6811)

国民年金Q&A

60歳前に会社を退職し、国民年金に加入しなかったが、国民年金に加入しなければいけないのではいなか。

日本に住所のある20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入しなければなりません。厚生年金保険に加入していた方は、同時に国民年金の第2号被保険者でしたが、退職時は国民年金の第1号被保険者に該当しますので、種別変更の手続きが必要です。

また、配偶者のいる方については次のいずれかの手続きも必要です。

▽扶養している妻(夫)がいる場合は、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きが必要です。保険料を自分で納めることとなります。

▽夫(妻)が厚生年金または共済年金に加入している場合は、夫(妻)が扶養に入る方が国民年金の第3号被保険者の届け出が必要です。保険料を自分で納める必要はありません。

必要はありません。手続きは配偶者が勤務する会社または共済組合を通じて社会保険事務所へ届け出ます。

問合せ 保険年金課(042-341-6031)

全国物価統計調査にご協力ください

全国物価統計調査は、小売店舗、飲食店、サービス事業所などを対象に、主な商品の販売価格やサービス料金などを調べるものです。

調査結果は、物価政策をはじめ各種の行政施策を立案する際の重要な資料として活用されます。

調査方法 11月上旬から下旬にかけて、東京都知事から任命された調査員がお伺いし、調査票の記入をお願いします。

問合せ 行政管理課(042-341-9512)

青色申告無料 個別指導会

青色申告の記載や各種の特典について、個別指導を行います。

とき 11月18日(月) 午前10時～午後3時

ところ JA東京むさし小平支店

※車の来場はご遠慮ください。

問合せ 東村山青色申告会(042-394-4030)